

⚠ ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約にともなう大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- お申し込みの撤回等（クーリング・オフ）について
- 健康状態等の告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。

⚠ この保険で適用される為替レートや諸利率についてはPGF生命ホームページをご覧ください。

PGF生命ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

これらの利率はご契約の時期、内容等によって異なり、金利情勢等により定期的に見直しを行い変更されます。

生命保険募集人について

募集代理店 (みずほ銀行) からの ご説明事項

みずほ銀行の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、みずほ銀行の担当者（生命保険募集人）に関しまして確認をご希望の場合には、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

- 「みのりの終身US」の引受保険会社はPGF生命です。みずほ銀行はPGF生命の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまとPGF生命になります。
- 「みのりの終身US」はPGF生命を引受保険会社とする**生命保険商品**であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

「パンフレット・契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」に記載しておりますさまざまなお取り扱いについては、実際にお取り扱いを行う時点における、PGF生命所定の範囲内での取り扱いとなり将来変更される可能性があります。

各種お手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。



PGF生命コールセンター

通話料
無 料

コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

<受付時間> 平日8:30～20:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）

※携帯電話、PHSからもご利用になれます。



経験豊かなオペレーターが親切・丁寧にご案内します。

- 主なご利用内容
- ・引越されたとき
- ・結婚されたとき
- ・保険証券を紛失されたとき
- ・保険金等をご請求されるとき*
- ・解約されたとき
- ・各種お問い合わせ、ご相談等

*保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命までご連絡ください。

■最新の為替レート（円換算払込特約用、円換算支払特約用および年金支払移行特約（10）用）をご案内します。

■第2保険期間中に限り、お電話で解約手続きを完了することができます。

- ・解約返戻金を円で受け取る際の為替レートはお電話をいただいた日の前営業日の所定の為替レートとなります。
- ・お申し出いただく際に「本人確認（契約者）」、「証券番号」、「送金先口座（契約者本人名義）」を確認させていただきます。

※ご契約内容によっては、電話による解約ができない場合やPGF生命所定の書類をご提出いただく場合があります。また受付時間は曜日によって異なります。くわしくはPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは窓口またはフリーダイヤルへ

☎0120-855-519

受付時間：月曜日～金曜日／9:00～17:00
（12月31日、1月1日～3日、祝日、振替休日を除く）

本商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
したがって、ご契約後のご照会は引受保険会社までお願いします。

引受保険会社

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10



Prudential

PGF生命の一時払終身保険

一時払終身保険
（無配当）

2015年4月版

みのりの終身US

初期死亡保険金抑制型一時払終身保険（米国ドル建）



パンフレット・契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）

ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

■パンフレット：1～10ページ ■契約概要：11～18ページ ■注意喚起情報：19～28ページ

この商品は生命保険です。預金ではありません。

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

募集代理店

引受保険会社

MIZUHO

みずほ銀行

PGF生命

米ドル建で準備する5年後からの充実

特徴

1

簡単な告知で
お申し込みいただくことができます

⚠ 下記に記載の告知項目にひとつでも該当する場合は、この保険にご加入いただくことができません。

特徴

2

死亡保障が終身にわたって
確保されます（米ドル建）

- ⚠ 解約した場合、保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- ⚠ 為替相場の変動による影響により、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた金額（保険料円換算額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

特徴

3

お預かりした大切な資産は
増加していきます（米ドル建）

⚠ ご契約時から一定期間内の解約返戻金額は一時払保険料を下回ります。



下記の4つの告知項目にひとつでも該当する場合は、
この保険にご加入いただくことができません

告知いただく項目

- ① 現在、入院中ですか、あるいは医師に入院または手術をすすめられていますか（入院または手術の予定のある場合を含みます）。
- ② 過去5年以内に、がん、心筋こうそく、脳卒中で入院したこと、または手術を受けたことがありますか。
- ③ 現在、下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬あるいは経過観察（指導を含む）を受けていますか。
がん、心筋こうそく、脳卒中、肝硬変、腎不全（腎透析含む）、糖尿病（インスリン治療中に限る）、てんかん、
こうげん病、肺気腫、心臓弁膜症、先天性心臓病、臓器移植後（皮膚・角膜・骨は除く）
- ④ 現在、公的介護保険の要介護（要支援を含む）認定を受けていますか、あるいは認定の申請中ですか。

※PGF生命の社員またはPGF生命の委託を受けた者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

◆保険料・ご加入条件について

保険期間	終身
契約日の被保険者の年齢範囲（満年齢）	15歳～85歳
取扱保険料額	15歳～49歳 2万米ドル～20万米ドル（取扱単位：100米ドル） 50歳～60歳 2万米ドル～40万米ドル（取扱単位：100米ドル） 61歳～80歳 2万米ドル～60万米ドル（取扱単位：100米ドル） 81歳～85歳 2万米ドル～50万米ドル（取扱単位：100米ドル）
保険料払込方法	一時払
告知	告知扱
死亡保険金受取人*1	被保険者の2親等以内の親族

※円換算払込特約（びたっと円入金*2）を適用する場合の最低保険料円換算額は200万円（取扱単位1万円）となります。
※各年齢範囲における取扱保険料額の上限は、同一被保険者ですすでにご契約いただいている初期死亡保険金抑制型一時払終身保険（米国ドル建）のすべての既契約と通算した金額となります。なお、死亡保険金額についてはPGF生命の他の保険契約の保険金額等と通算され、7億円（申込日の属する月の前月末のTTM（対顧客電信仲値）で換算します）を超えるお取り扱いはできません。
※一時払保険料等引受条件の具体的な数値については申込書にてご確認ください。
*1 契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。
*2 「円換算払込特約」の「保険料円換算額を定める場合の特則」を適用します。

本商品は、 PGF生命を引受保険会社とした生命保険です。



Prudential

PGF生命は世界最大級の金融サービス機関
「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

PGF生命について

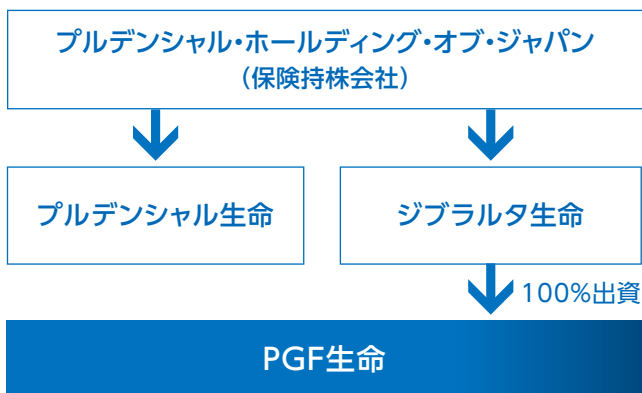
当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専業会社として、2010年8月より、バンカシュアランス*を中心に事業を展開しております。

*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。



▲本社 プルデンシャルタワー（東京 永田町）

■日本におけるプルデンシャル・グループの生命保険事業について



「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

米ドル建で準備する 5年後からの充実

⚠ 為替リスクについて ※この保険のご契約にかかる費用や為替リスク等について、くわしくは19～20ページをご覧ください。

この保険は米ドル建であり、円でお申込みいただき、または円でお受け取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお申込みいただいた**金額(保険料円換算額)**を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

特徴

1 簡単な告知で お申し込みいただくことができます

- お申し込みにあたっては、告知書にて告知いただきます。医師の診査等は不要です。

⚠ 1ページに記載の告知項目にひとつでも該当する場合は、この保険にご加入いただくことができません。

特徴

2 死亡保障が 終身にわたって確保されます(米ドル建)

- ご契約の5年経過後、死亡保障が増加し、以後、終身に終身保険のしくみを活用し、保たれます。

⚠ 解約した場合、以後の保障は保険契約は消滅し、なくなります。

特徴

3 お預かりした 大切な資産は増加していきます(米ドル建)

- 解約返戻金額は、ご契約時に確定し、経過期間に応じて大きくなります。
- [年金支払移行特約(10)]を付加することで、解約返戻金額を年金原資として年金を受け取ることができます。

⚠ ご契約時から一定期間内の解約返戻金額は一時払保険料を下回ります。

イメージ図



※この図は保険商品のしくみを簡略化して表示したイメージです。保険料払込期間、保険料、解約返戻金等のご契約の内容によって異なります。

※死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金は重複してお支払い、および高度障害状態になられた場合のお支払いはいたしません。

※この保険では、被保険者が第1保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いする金額を死亡給付金、所定の不慮の事故*等でお亡くなりになった場合にお支払いする金額を災害死亡保険金、第2保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いする金額を死亡保険金といいます。

* 所定の不慮の事故の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

第1保険期間(契約当初5年間) ……

- 被保険者がお亡くなりになった場合(所定の不慮の事故*等以外の場合) → 12ページ
被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金をお支払いします。死亡給付金額は一時払保険料相当額となります。
- 被保険者がお亡くなりになった場合(所定の不慮の事故*等の場合) → 12ページ
被保険者が所定の不慮の事故*等でお亡くなりになった場合、災害死亡保険金をお支払いします。災害死亡保険金額は一時払保険料を上回ります。
- 解約または減額(一部解約) → 17ページ
解約返戻金は米ドル建で終身にわたり増加し続けますが、第1保険期間中の解約返戻金額は、一時払保険料を限度とします。なお、ご契約時から一定期間内の解約返戻金額は一時払保険料を下回ります。

* 所定の不慮の事故の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

第2保険期間(6年目以降終身)

- 被保険者がお亡くなりになった場合 → 12ページ
被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金額はご契約から5年経過後に増加し、以後、終身にわたって確保されます(所定の不慮の事故*等でお亡くなりになった場合にお支払いする保険金額も同額となります)。
- 解約または減額(一部解約) → 17ページ
解約返戻金額は、終身にわたり増加し続けます。
- 死亡保障にかえて年金で受け取る → 13ページ
※以後の死亡保障はなくなります。

* 所定の不慮の事故の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

契約者は解約返戻金額を年金原資として
年金を受け取ることができます

〈選べる年金種類〉

- 確定年金
(年金支払期間: 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)
- 保証期間付終身年金
(保証期間: 5年・10年・15年・20年)
- 保証金額付終身年金



→くわしくは13ページの「年金支払移行特約(10)」をご覧ください。

保険金額・解約返戻金額等例表

男 性（一時払保険料10万米ドル①、死亡給付金額10万米ドルの場合）

※この保険のご契約にかかる費用や為替リスク等について、くわしくは19～20ページをご覧ください。

為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円でお払込みいただき、または円でお受け取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

【単位:百米ドル】

契約年齢(被保険者)	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	2,872	2,832	2,794	2,754	2,715	2,677	2,638	2,600	2,562	2,523	2,486	2,449	2,412	2,376	2,340
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	938(93.8%)	940(94.0%)	942(94.2%)	943(94.3%)	945(94.5%)	947(94.7%)	949(94.9%)	950(95.0%)	952(95.2%)	953(95.3%)	955(95.5%)	957(95.7%)	958(95.8%)	960(96.0%)	962(96.2%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	976(97.6%)	978(97.8%)	980(98.0%)	982(98.2%)	983(98.3%)	985(98.5%)	987(98.7%)	989(98.9%)	991(99.1%)	992(99.2%)	994(99.4%)	996(99.6%)	997(99.7%)	999(99.9%)	1,001(100.1%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,057(105.7%)	1,060(106.0%)	1,063(106.3%)	1,065(106.5%)	1,068(106.8%)	1,070(107.0%)	1,073(107.3%)	1,075(107.5%)	1,077(107.7%)	1,080(108.0%)	1,082(108.2%)	1,084(108.4%)	1,086(108.6%)	1,088(108.8%)	1,090(109.0%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	6年6カ月	6年5カ月	6年3カ月	6年2カ月	6年0カ月	5年11カ月	5年10カ月	5年8カ月	5年7カ月	5年6カ月	5年4カ月	5年3カ月	5年2カ月	5年1カ月	5年0カ月

契約年齢(被保険者)	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	2,304	2,269	2,234	2,200	2,166	2,133	2,099	2,067	2,035	2,004	1,973	1,943	1,913	1,885	1,856
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	963(96.3%)	965(96.5%)	966(96.6%)	968(96.8%)	969(96.9%)	971(97.1%)	972(97.2%)	973(97.3%)	975(97.5%)	976(97.6%)	978(97.8%)	979(97.9%)	980(98.0%)	981(98.1%)	983(98.3%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	1,002(100.2%)	1,004(100.4%)	1,006(100.6%)	1,007(100.7%)	1,009(100.9%)	1,011(101.1%)	1,012(101.2%)	1,014(101.4%)	1,015(101.5%)	1,017(101.7%)	1,018(101.8%)	1,019(101.9%)	1,021(102.1%)	1,022(102.2%)	1,024(102.4%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,092(109.2%)	1,094(109.4%)	1,096(109.6%)	1,097(109.7%)	1,099(109.9%)	1,100(110.0%)	1,102(110.2%)	1,103(110.3%)	1,104(110.4%)	1,105(110.5%)	1,106(110.6%)	1,107(110.7%)	1,109(110.9%)	1,110(111.0%)	1,111(111.1%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月

契約年齢(被保険者)	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	1,828	1,800	1,773	1,747	1,721	1,696	1,671	1,647	1,623	1,600	1,577	1,554	1,532	1,511	1,490
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	984(98.4%)	985(98.5%)	986(98.6%)	987(98.7%)	988(98.8%)	989(98.9%)	990(99.0%)	992(99.2%)	993(99.3%)	994(99.4%)	995(99.5%)	995(99.5%)	996(99.6%)	997(99.7%)	998(99.8%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	1,025(102.5%)	1,026(102.6%)	1,028(102.8%)	1,029(102.9%)	1,030(103.0%)	1,031(103.1%)	1,032(103.2%)	1,033(103.3%)	1,035(103.5%)	1,036(103.6%)	1,037(103.7%)	1,038(103.8%)	1,039(103.9%)	1,040(104.0%)	1,041(104.1%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,111(111.1%)	1,112(111.2%)	1,113(111.3%)	1,114(111.4%)	1,114(111.4%)	1,115(111.5%)	1,116(111.6%)	1,117(111.7%)	1,117(111.7%)	1,118(111.8%)	1,118(111.8%)	1,118(111.8%)	1,118(111.8%)	1,118(111.8%)	1,118(111.8%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月

契約年齢(被保険者)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	1,469	1,450	1,431	1,412	1,394	1,377	1,360	1,343	1,328	1,312	1,297	1,283	1,270	1,256	1,244
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	999(99.9%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	1,042(104.2%)	1,043(104.3%)	1,044(104.4%)	1,045(104.5%)	1,046(104.6%)	1,047(104.7%)	1,048(104.8%)	1,049(104.9%)	1,049(104.9%)	1,050(105.0%)	1,051(105.1%)	1,052(105.2%)	1,052(105.2%)	1,053(105.3%)	1,054(105.4%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,117(111.7%)	1,117(111.7%)	1,117(111.7%)	1,116(111.6%)	1,116(111.6%)	1,115(111.5%)	1,114(111.4%)	1,114(111.4%)	1,113(111.3%)	1,112(111.2%)	1,111(111.1%)	1,110(111.0%)	1,109(110.9%)	1,107(110.7%)	1,106(110.6%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	4年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

契約年齢(被保険者)	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	1,232	1,220	1,209	1,199	1,189	1,180	1,171	1,163	1,155	1,148	1,141
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	1,055(105.5%)	1,055(105.5%)	1,056(105.6%)	1,057(105.7%)	1,058(105.8%)	1,058(105.8%)	1,059(105.9%)	1,060(106.0%)	1,060(106.0%)	1,061(106.1%)	1,061(106.1%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,105(110.5%)	1,103(110.3%)	1,102(110.2%)	1,100(110.0%)	1,099(109.9%)	1,097(109.7%)	1,096(109.6%)	1,094(109.4%)	1,092(109.2%)	1,091(109.1%)	1,089(108.9%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

* 第1保険期間中の災害死亡保険金額および第2保険期間中の死亡保険金額となります。
※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額は百米ドル未満を切り捨てて記載しております。
※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額等は、2015年4月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出したものです。
※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。
※表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。実際の解約返戻金額は、経過年月数等によって、異なりますのでご注意ください。
※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮していません。
※第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料が上限となります。
※表中の解約返戻金額等は、設定例に基づくものであり、お申込内容によって異なります。具体的な解約返戻金額等については、必ず設計書でご確認ください。

保険金額・解約返戻金額等例表

女性（一時払保険料10万米ドル①、死亡給付金額10万米ドルの場合）

※この保険のご契約にかかる費用や為替リスク等について、くわしくは19～20ページをご覧ください。

⚠ 為替リスクについて

この保険は米ドル建であり、円でお払込みいただき、または円でお受け取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払込みいただいた**金額（保険料円換算額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

【単位:百米ドル】

契約年齢(被保険者)	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	3,178	3,134	3,091	3,047	3,004	2,962	2,919	2,877	2,836	2,794	2,754	2,713	2,673	2,634	2,595
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	926(92.6%)	928(92.8%)	930(93.0%)	932(93.2%)	933(93.3%)	935(93.5%)	937(93.7%)	939(93.9%)	941(94.1%)	942(94.2%)	944(94.4%)	946(94.6%)	948(94.8%)	949(94.9%)	951(95.1%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	964(96.4%)	966(96.6%)	968(96.8%)	970(97.0%)	972(97.2%)	973(97.3%)	975(97.5%)	977(97.7%)	979(97.9%)	981(98.1%)	983(98.3%)	985(98.5%)	987(98.7%)	988(98.8%)	990(99.0%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,045(104.5%)	1,047(104.7%)	1,050(105.0%)	1,052(105.2%)	1,055(105.5%)	1,057(105.7%)	1,059(105.9%)	1,062(106.2%)	1,064(106.4%)	1,066(106.6%)	1,069(106.9%)	1,071(107.1%)	1,073(107.3%)	1,075(107.5%)	1,077(107.7%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	7年4カ月	7年2カ月	7年0カ月	6年11カ月	6年9カ月	6年8カ月	6年6カ月	6年5カ月	6年3カ月	6年2カ月	6年1カ月	5年11カ月	5年10カ月	5年8カ月	5年7カ月

契約年齢(被保険者)	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	2,556	2,518	2,480	2,443	2,406	2,370	2,334	2,298	2,263	2,228	2,194	2,161	2,128	2,095	2,063
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	953(95.3%)	954(95.4%)	956(95.6%)	957(95.7%)	959(95.9%)	961(96.1%)	962(96.2%)	964(96.4%)	966(96.6%)	967(96.7%)	969(96.9%)	970(97.0%)	971(97.1%)	973(97.3%)	974(97.4%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	992(99.2%)	994(99.4%)	996(99.6%)	997(99.7%)	999(99.9%)	1,000(100.0%)	1,002(100.2%)	1,004(100.4%)	1,005(100.5%)	1,007(100.7%)	1,008(100.8%)	1,010(101.0%)	1,012(101.2%)	1,013(101.3%)	1,015(101.5%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,079(107.9%)	1,081(108.1%)	1,083(108.3%)	1,085(108.5%)	1,087(108.7%)	1,089(108.9%)	1,091(109.1%)	1,093(109.3%)	1,094(109.4%)	1,096(109.6%)	1,097(109.7%)	1,099(109.9%)	1,100(110.0%)	1,102(110.2%)	1,103(110.3%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	5年6カ月	5年5カ月	5年3カ月	5年2カ月	5年1カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月

契約年齢(被保険者)	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	2,032	2,000	1,970	1,940	1,911	1,882	1,853	1,824	1,796	1,768	1,741	1,714	1,688	1,662	1,636
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	976(97.6%)	977(97.7%)	978(97.8%)	980(98.0%)	981(98.1%)	982(98.2%)	983(98.3%)	984(98.4%)	986(98.6%)	987(98.7%)	988(98.8%)	989(98.9%)	990(99.0%)	991(99.1%)	992(99.2%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	1,016(101.6%)	1,017(101.7%)	1,019(101.9%)	1,020(102.0%)	1,022(102.2%)	1,023(102.3%)	1,024(102.4%)	1,026(102.6%)	1,027(102.7%)	1,028(102.8%)	1,029(102.9%)	1,031(103.1%)	1,032(103.2%)	1,033(103.3%)	1,035(103.5%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,105(110.5%)	1,106(110.6%)	1,107(110.7%)	1,109(110.9%)	1,111(111.1%)	1,113(111.3%)	1,114(111.4%)	1,116(111.6%)	1,117(111.7%)	1,118(111.8%)	1,119(111.9%)	1,120(112.0%)	1,121(112.1%)	1,122(112.2%)	1,123(112.3%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	5年0カ月	5年0カ月	5年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月

契約年齢(被保険者)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	1,611	1,587	1,562	1,539	1,516	1,493	1,471	1,450	1,429	1,409	1,389	1,370	1,351	1,333	1,316
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	994(99.4%)	995(99.5%)	996(99.6%)	997(99.7%)	998(99.8%)	998(99.8%)	999(99.9%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	1,036(103.6%)	1,037(103.7%)	1,038(103.8%)	1,039(103.9%)	1,040(104.0%)	1,041(104.1%)	1,042(104.2%)	1,044(104.4%)	1,045(104.5%)	1,046(104.6%)	1,047(104.7%)	1,048(104.8%)	1,049(104.9%)	1,049(104.9%)	1,050(105.0%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,123(112.3%)	1,124(112.4%)	1,125(112.5%)	1,125(112.5%)	1,125(112.5%)	1,125(112.5%)	1,125(112.5%)	1,125(112.5%)	1,125(112.5%)	1,124(112.4%)	1,124(112.4%)	1,123(112.3%)	1,122(112.2%)	1,121(112.1%)	1,120(112.0%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	4年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

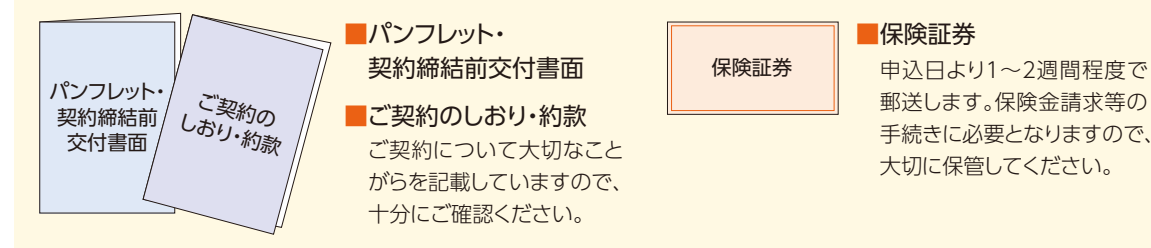
契約年齢(被保険者)	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
災害死亡保険金額および死亡保険金額*	1,299	1,283	1,268	1,254	1,240	1,226	1,214	1,202	1,191	1,181	1,171
経過年数3年の解約返戻金額② (解約返戻率②÷①)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)	1,000(100.0%)
経過年数5年の解約返戻金額③ (解約返戻率③÷①)	1,051(105.1%)	1,052(105.2%)	1,053(105.3%)	1,054(105.4%)	1,055(105.5%)	1,055(105.5%)	1,056(105.6%)	1,057(105.7%)	1,058(105.8%)	1,059(105.9%)	1,060(106.0%)
経過年数10年の解約返戻金額④ (解約返戻率④÷①)	1,118(111.8%)	1,117(111.7%)	1,115(111.5%)	1,113(111.3%)	1,111(111.1%)	1,110(111.0%)	1,108(110.8%)	1,106(110.6%)	1,104(110.4%)	1,102(110.2%)	1,100(110.0%)
解約返戻金額が一時払保険料に到達する経過年月数	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月	3年0カ月

※第1保険期間中の災害死亡保険金額および第2保険期間中の死亡保険金額となります。
※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額は百米ドル未満を切り捨てて記載しております。
※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額等は、2015年4月現在の基礎率等（予定利率等）に基づいて算出したものです。
※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。
※表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。実際の解約返戻金額は、経過年月数等によって、異なりますのでご注意ください。
※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮していません。
※第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料が上限となります。
※表中の解約返戻金額等は、設定例に基づくものであり、お申込内容によって異なります。具体的な解約返戻金額等については、必ず設計書でご確認ください。

➔ よくあるご質問について

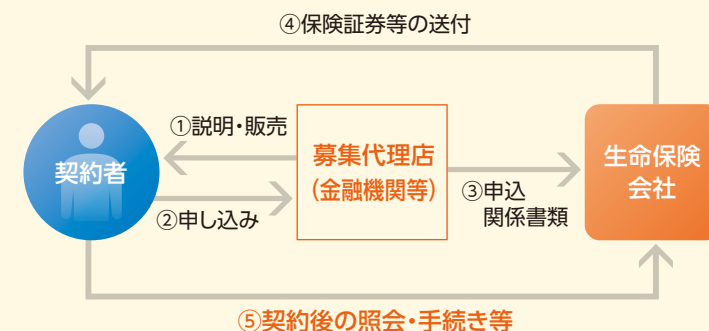
Q1 | この商品は預金の一種ですか？

A1 いいえ。
この商品は「**生命保険商品**」です。**預金とは違い、元本の保証はありません。**



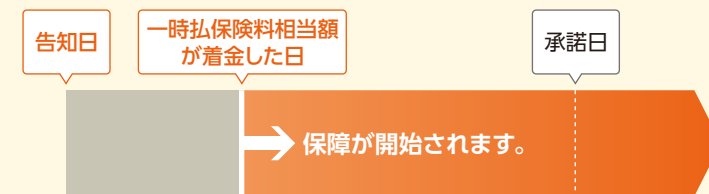
Q2 | 契約後の照会は保険会社にすればいいのですか？

A2 はい。
引受保険会社である**PGF生命**にご照会ください。



Q3 | 保障はいつからはじまりますか？

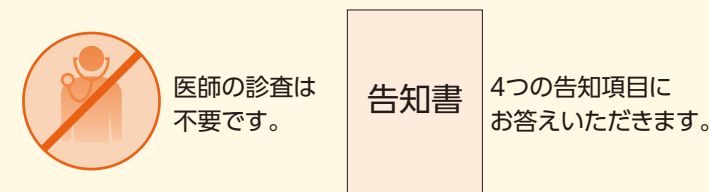
A3 責任開始期です。
責任開始期とは、**告知**ならびに**一時払保険料相当額のお払込み**がともに完了したときです。



▶くわしくは23ページの「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

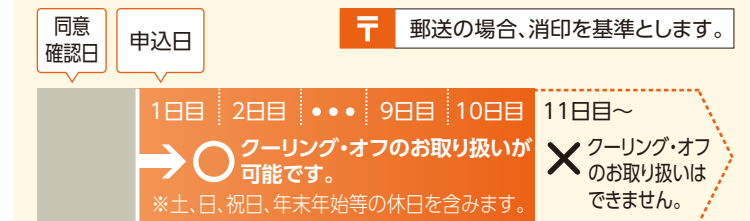
Q4 | 申し込みの際、医師の診査は必要ですか？

A4 いいえ。
医師の診査は不要です。
告知書にて簡単な告知項目にお答えいただくだけでお申し込みいただけます。



Q5 | クーリング・オフはできますか？

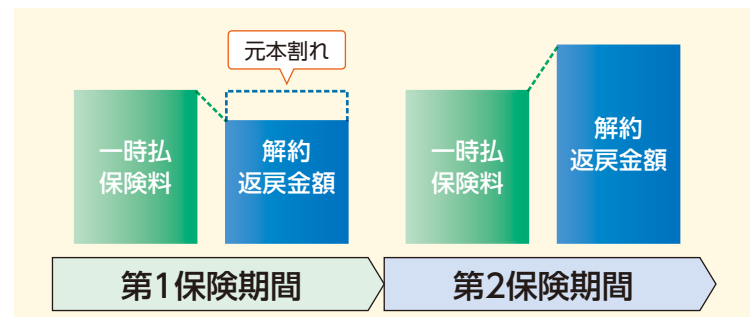
A5 できます。
クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。



▶くわしくは21～22ページの「お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

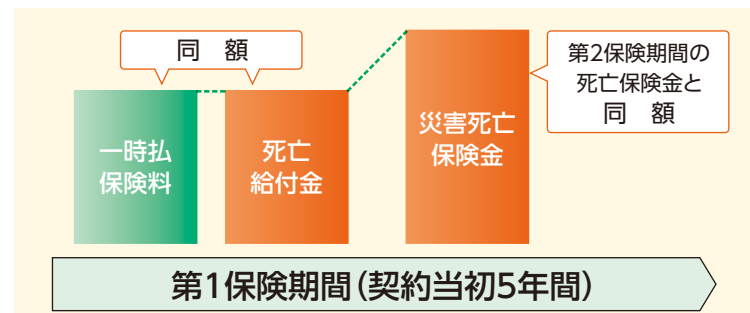
Q6 | 元本が割れる場合がありますか？

A6 あります。
契約してから**一定期間内に解約**すると、解約返戻金額が**一時払保険料を下回ります**(元本割れ)。なお、円で受け取る際の為替リスクについてご注意ください。



Q7 | 契約当初5年間に死亡した場合、いくらもらえますか？

A7 米ドル建の一時払保険料相当額です。
なお、所定の不慮の事故*等により死亡されたときにお支払いする「**災害死亡保険金**」は、第2保険期間の「**死亡保険金**」と同額になります。

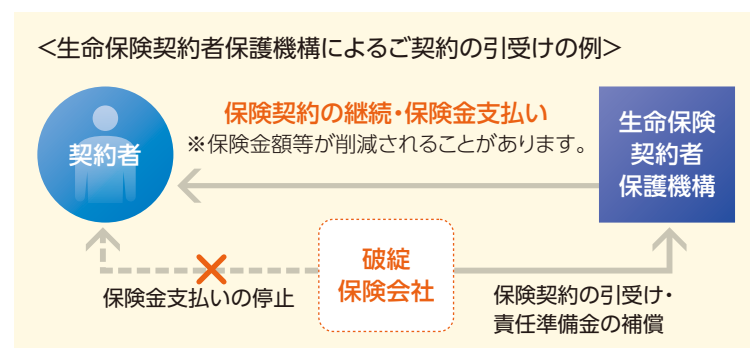


* 所定の不慮の事故の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

▶くわしくは12ページの「主な保障内容について」をご覧ください。

Q8 | 引受保険会社が経営破綻した場合、契約はなくなりますか？

A8 いいえ。
PGF生命は生命保険契約者保護機構の会員です。会員である保険会社が経営破綻に陥った場合、**生命保険契約者保護機構が保険契約の継続を図ります。**



▶くわしくは24ページの「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

契約概要

⚠ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 | 商品の特徴としくみについて

➡ 保険商品の名称：初期死亡保険金抑制型一時払終身保険（米国ドル建）

➡ 商品の特徴

- この保険は**万一の保障を終身にわたり確保できる米国ドル建の生命保険**です。
- この保険は米国ドル建であり、円でお申し込みいただき、または円でお受け取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が**円でお申し込みいただいた金額（保険料円換算額）を下回ることがあり、損失が生じる**おそれがあります。

<イメージ図>



※死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金は重複してお支払い、および高度障害状態になられた場合のお支払いはいたしません。

2 | 主な保障内容について

期間	給付名称	支払事由	支払額
第1保険期間	死 亡 給 付 金	被保険者が第1保険期間中に死亡されたときにお支払いします。ただし災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	一時払保険料相当額
	災害死亡保険金*	被保険者が所定の不慮の事故等により死亡されたときにお支払いします。	死亡保険金額と同額
第2保険期間	死 亡 保 険 金	被保険者が第2保険期間中に死亡されたときにお支払いします。	所定の死亡保険金額

* 責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合または責任開始日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合にお支払いします。対象となる所定の不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※支払事由に該当し保険金等が支払われた場合、保障は消滅します。

3 | 主な特約とその内容について

➡ 円換算払込特約 **ぴたっと円入金***

- 保険料のお払込みの際、PGF生命所定の為替レート（円換算払込特約用の為替レート）を適用し、米ドルを円に換算して円でお払込みいただけます。なお、お払込みいただく最低保険料円換算額は200万円（取扱単位1万円）となります。
- 円でお払込みいただく金額（保険料円換算額）をもとに、PGF生命が受領した日（着金日）の為替レートで米ドル建の一時払保険料を計算します（ぴたっと円入金*）。

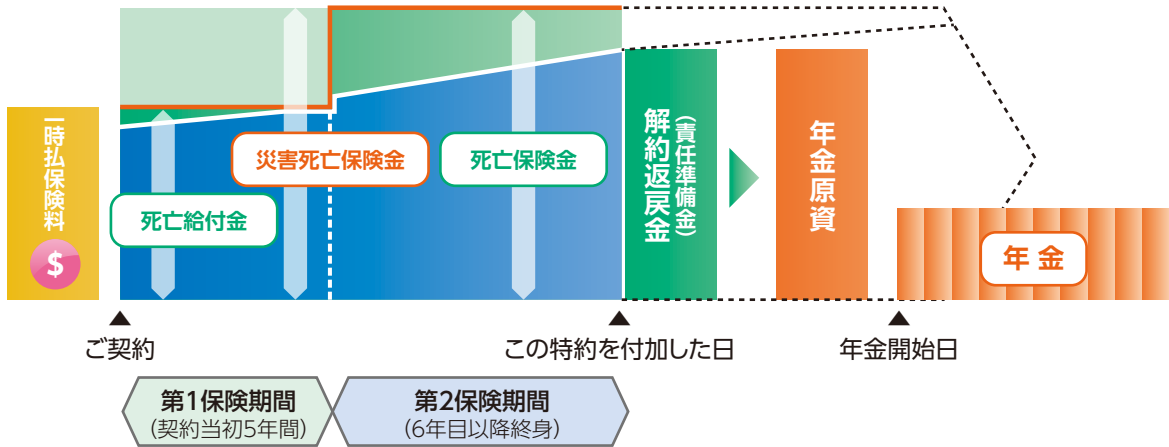
対象	換算基準日
保 険 料	円で払い込んだ保険料の PGF生命受領日（着金日）

* 「円換算払込特約」の「保険料円換算額を定める場合の特則」を適用します。

※PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、受取時の為替相場で円に換算した保険金額・解約返戻金額等が円でお申し込みいただいた金額（保険料円換算額）を下回ることもあります。くわしくは**20ページの「為替リスクについて」**をご覧ください。

➡ 年金支払移行特約(10)

<イメージ図>



- 第2保険期間中、この特約を付加することで、この特約を付加した日 (PGF生命が書類を受け付けた日) における主契約の全部または一部の解約返戻金 (責任準備金) をもとに年金を受け取ることができます。年金開始日はこの特約を付加した日となります。
- この特約を付加した日におけるPGF生命所定の為替レートにより、年金を米ドルにかえて円でお受け取りいただけます。この場合、以後、米ドルでのお受け取りはできません。
- 選択できる年金種類および取扱年齢範囲は、以下のとおりになります。

年金種類	年金開始日における被保険者の年齢
確定年金 (年金支払期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年)	20～90歳
確定年金 (年金支払期間:35年)	20～87歳
確定年金 (年金支払期間:40年)	20～82歳
保証期間付終身年金および保証金額付終身年金 (保証期間:5年・10年・15年・20年)	40～90歳

- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

※第1保険期間中に、この特約による年金のお受け取りはできません。

※年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額 (責任準備金額) を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等 (予定利率等) に基づいて算出されます。ただし、年金額が最低年金額 (米ドル建の場合500米ドル、円建の場合2万円 (将来変更される可能性があります)) に満たない場合、お取り扱いできません。なお、1回あたりの支払額は最低年金額以上となります。

※最高年金額は30万米ドル (将来変更される可能性があります) となります*。

* 30万米ドルの限度額その他、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円 (PGF生命所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM (対顧客電信仲値) で換算した円支払額) 以内となる必要があります。

※確定年金をお受け取りいただく場合、年金開始年齢に年金支払期間を加えた年齢が110歳を超えるときは、後継年金受取人 (年金受取人が死亡されたとき、その年金受取人の権利および義務のすべてを承継する人) を指定していただきます。

➡ リビング・ニーズ特約(10)

- 第2保険期間中に被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします (被保険者 (または指定代理請求人) が指定した金額 (指定保険金額) から指定保険金額に対する6ヵ月分の利息を差し引いてお支払いします)。
- 保険金の支払限度額は30万米ドルとなります*。

*30万米ドルの限度額その他、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円 (PGF生命所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM (対顧客電信仲値) で換算した円支払額) 以内となる必要があります。

※第1保険期間中に、この特約による前払請求をすることはできません。

※死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、保険契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解 (場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン) も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。

➡ 遺族年金特約

- この保険の死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。
- 円換算支払特約を付加することにより、年金および死亡一時金を米ドルにかえて円でお受け取りいただけます。この場合、以後、米ドルでのお受け取りはできません。
- 年金の種類は確定年金のみとなります。年金支払期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年からご指定いただけます。
- 被保険者がお亡くなりになった日 (被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を付加したときはこの特約を付加した日) を年金基金設定日として死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。
- 取扱年齢範囲は年金開始日における年金受取人の年齢が0～90歳となります。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

※年金開始日における年金受取人の年齢によっては、年金支払期間を所定の範囲で変更し、年金をお支払いする場合があります。

※年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等 (予定利率等) に基づいて算出されます。ただし、年金額が最低年金額 (米ドル建の場合500米ドル、円建の場合2万円 (将来変更される可能性があります)) に満たない場合、お取り扱いできません。なお、1回あたりの支払額は最低年金額以上となります。

※最高年金額は30万米ドル (将来変更される可能性があります) となります*。

* 30万米ドルの限度額その他、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円 (PGF生命所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日におけるTTM (対顧客電信仲値) で換算した円支払額) 以内となる必要があります。

➡ 指定代理請求特約

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等*¹について、受取人がご請求できない所定の事情*²がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

*1 請求の対象となる保険金等は、年金支払移行特約(10)および遺族年金特約の年金、リビング・ニーズ特約(10)の保険金になります。

*2 ご請求できない所定の事情の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

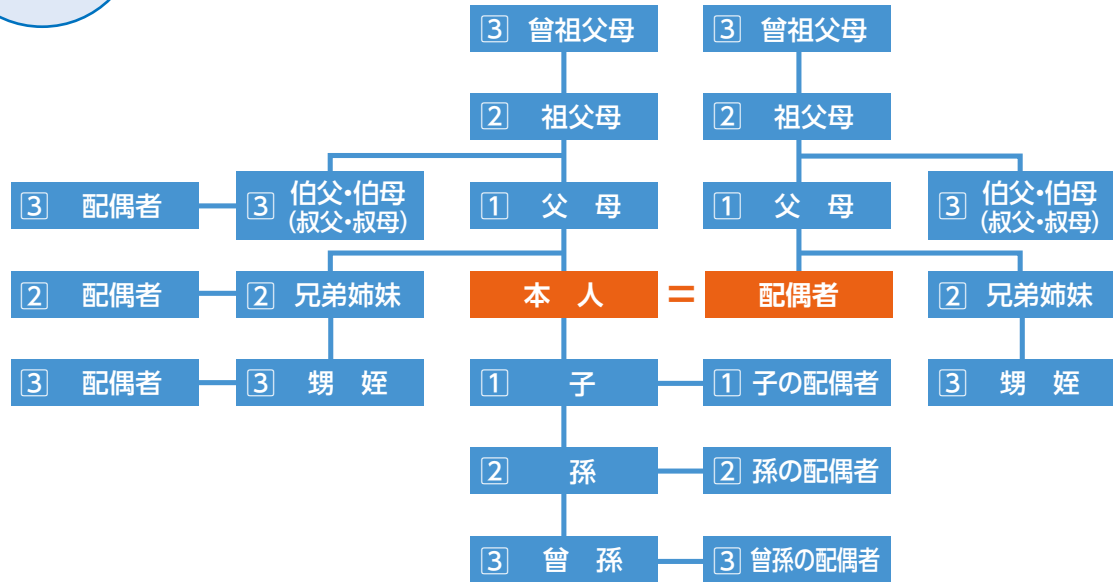
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただきます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者

② 被保険者の3親等内の親族

親等図

3親等内の親族については以下親等図の範囲内となります。



… 3親等内の親族

※記載の数字は親等を表します。

➡ 円換算支払特約

- この特約を付加することにより、保険金・解約返戻金・年金等を米ドルにかえて円でお受け取りいただけます。
- 円でお受け取りいただく際の換算レートは、下表の換算基準日におけるPGF生命所定の為替レートを適用します。

対象	換算基準日
死亡給付金・(災害)死亡保険金・解約返戻金	PGF生命所定の書類をPGF生命にて受理した日の前日
リビング・ニーズ特約(10)の保険金	
遺族年金特約の年金・死亡一時金	

※円で保険金等をお受け取りになる場合、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。

※PGF生命所定の為替レートの変動に応じて、円でお受け取りになる保険金額等が円でお申込みいただいた金額(保険料円換算額)を下回ることもあります。くわしくは20ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

4 | 保険料・ご加入条件について

- 保険期間 : 終身
- 契約日の被保険者の年齢範囲(満年齢) : 15歳~85歳
- 取扱保険料額

15歳~49歳	2万米ドル~20万米ドル(取扱単位:100米ドル)	ぴたっと円入金を適用する場合の最低保険料円換算額 200万円 (取扱単位1万円)
50歳~60歳	2万米ドル~40万米ドル(取扱単位:100米ドル)	
61歳~80歳	2万米ドル~60万米ドル(取扱単位:100米ドル)	
81歳~85歳	2万米ドル~50万米ドル(取扱単位:100米ドル)	

※各年齢範囲における取扱保険料額の上限は、同一被保険者ですでにご契約いただいている初期死亡保険金抑制型一時払終身保険(米ドル建)のすべての既契約と通算した金額となります。

[例] 初期死亡保険金抑制型一時払終身保険(米ドル建)を49歳時に一時払保険料10万米ドル、60歳時に一時払保険料20万米ドル、80歳時に一時払保険料10万米ドルでご契約いただいた場合、81歳以降にお申し込みいただける一時払保険料の上限は50万米ドル(10万米ドル+20万米ドル+10万米ドル)の10万米ドルとなります。

※円換算払込特約を付加して米ドル建の一時払保険料を円でお申込みいただく場合、同一契約者で30日以内にお申し込みをした初期死亡保険金抑制型一時払終身保険(米ドル建)(円換算払込特約付)と通算して1億円を超えるお取り扱いはできません。

※初期死亡保険金抑制型一時払終身保険の米ドル建と円建のどちらもご契約の場合、米ドル建のご契約については各契約の申込日の属する月の前月末におけるPGF生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で換算した金額を同一被保険者ですでにご契約いただいている初期死亡保険金抑制型一時払終身保険のすべての既契約と通算します。その場合の取扱保険料額の上限は、取扱年齢範囲15歳~49歳は5,000万円、50歳~60歳は10,000万円、61歳~85歳は15,000万円となります。

※死亡保険金額についてはPGF生命の他の保険契約の保険金額等と通算され、7億円(申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で換算します)を超えるお取り扱いはできません。

※お申込内容、一時払保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

- 保険料払込方法 : 一時払
- 告知 : 告知扱
- 死亡保険金受取人* : 被保険者の2親等以内の親族

*契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。

5 | 配当金について

- この保険は無配当保険のため配当金はありません。

6 | 解約（減額＝一部解約）について

- いつでも解約あるいは死亡保険金額の減額により解約返戻金額を受け取ることができます。
- 死亡保険金額を減額する場合、死亡保険金額の減額割合に応じて死亡給付金額および災害死亡保険金額も減額されます。なお、減額は100米ドル単位でお取り扱いし、減額後の死亡保険金額に応じて減額される死亡給付金額（一時払保険料）は、ご契約時の最低取扱保険料額である2万米ドル（将来変更される可能性があります）を下回ることはできません。

7 | 為替リスクについて

- この保険は為替リスクがあります。為替リスクについてくわしくは20ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

8 | 諸費用について

- この保険でご負担いただく諸費用についてくわしくは19～20ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

注意喚起情報

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み**いただきますようお願いいたします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

➡ ご契約にかかる費用について

この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料より控除される費用」、および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

<保険料より控除される費用>

お申し込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持等に係る費用等にあてられ、それらを除いた金額で運用されます。なお、これらの費用については、契約年齢（被保険者）、性別等により異なるため、一律に記載できません。

<保険料を円でお支払いいただく場合の費用>

「円換算払込特約」を付加して保険料を円でお支払いいただく場合の交換レートと仲値（TTM）との差額は、為替手数料として通貨交換時のご負担となります（PGF生命所定の交換レート（2015年4月現在：指定銀行のTTM+50銭））。

<保険金等を円でお受け取りいただく場合の費用>

「円換算支払特約」または「年金支払移行特約（10）」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合の交換レートと仲値（TTM）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます（PGF生命所定の交換レート（2015年4月現在：指定銀行のTTM-1銭））。

<保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用>

- お取り扱いの金融機関により諸手数料（リフティングチャージ等）が必要な場合があります（金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。
- 米ドルでのお受け取りにかかる手数料（PGF生命から契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料）をお受取額より差し引くことがあります（受取時にPGF生命にご確認ください）。

<年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用>

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2015年4月現在）を年金支払日に積立金額（責任準備金額）より控除します。

※年金支払移行特約（10）および遺族年金特約によるお取り扱いです。

<クーリング・オフ等で保険料を米ドルでお受け取りいただく場合の費用>

お取り扱いの金融機関により諸手数料（リフティングチャージ等）が必要な場合があります（金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください）。

➡ 為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、円でお支払いいただき、または円でお受け取りいただく場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお支払いいただいた**金額（保険料円換算額）を下回ることがあり、損失が生じる**おそれがあります。

■ 円で保険金等をお受け取りになる場合（円換算支払特約等）、**お受取金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減**します。

■ この保険にかかる**為替リスクは契約者および受取人が負います。**

■ 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分（TTSとTTBの差額）のご負担が生じるため、お受け取りになる円換算の金額が**円でお支払いいただいた金額（保険料円換算額）を下回ることがあり、損失が生じる**おそれがあります。

■ クーリング・オフ等により、PGF生命が米ドルで保険料を返金した場合、**返金された米ドルを円に換算したときに為替差損が生じる**可能性があります。

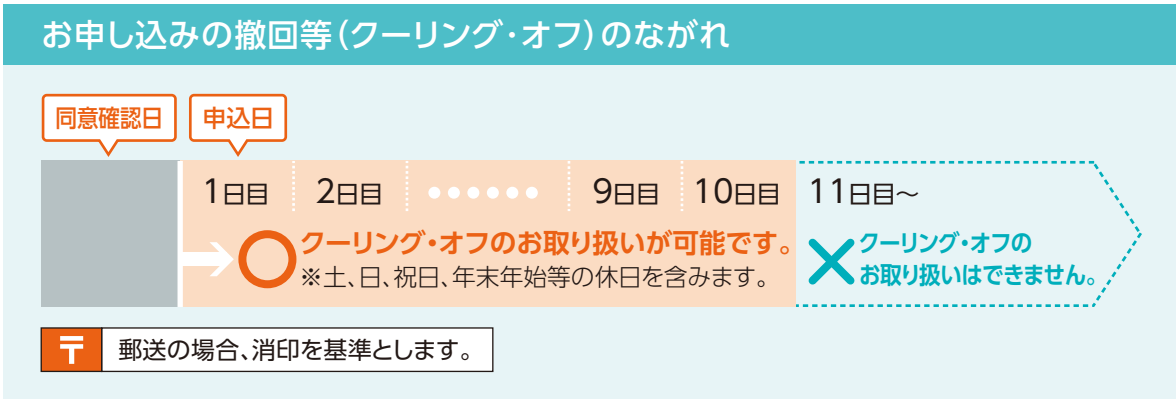
➡ 解約と解約返戻金について

- お支払いいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約時から一定期間内に解約されますと、**解約返戻金は一時払保険料を下回ります。**
- この保険は第1保険期間中の解約返戻金額の上限を一時払保険料とするしくみで保険料を計算しています。したがって、**第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料を超えることはありません。**

お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書兼適合性確認書の確認日)**のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。



- お申し込みの撤回等をされた場合、お払込みいただいた保険料と同通貨で同額をご返金します。

お申し込みの撤回等の方法

- お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)をご記入ください。
- お申し込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申し出ください。

お申し込みの撤回等(クーリング・オフ) お申出書面の記載見本(例)

お申し込みの撤回等のお取扱期限

お申し込みの撤回等の方法		お取扱期限
郵	送	10日以内の消印まで有効
直	接 提 出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効

告知義務について

■健康状態・職業等をありのままに告知してください。

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知書にて告知してください。

- 告知受領権はPGF生命が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**

■告知内容等の確認をさせていただくことがあります。

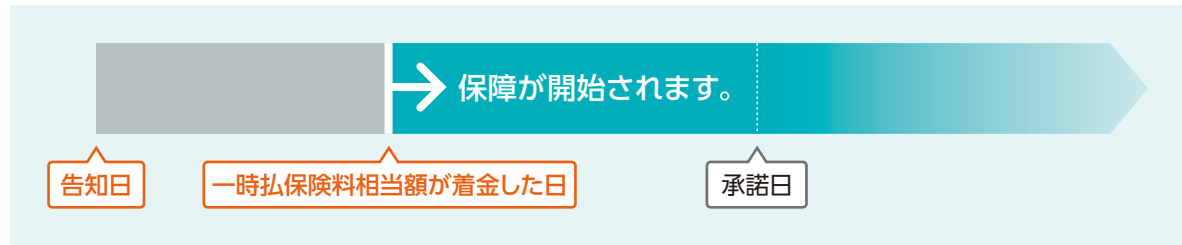
- ご契約の申し込み後または保険金・給付金等のご請求の際に、申込内容や保険金・給付金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**

■正しく告知されない場合にはデメリットとなる場合があります(告知義務違反等によるご契約の解除等について)。

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

3 保障を開始する時期（責任開始期）について

- PGF生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、**一時払保険料相当額のお払込みと告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- お客さまのお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。
- 販売の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について（詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）

- 代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 保険金、給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金、給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
- 免責事由に該当した場合（責任開始日から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等）。

5 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

7 預金等との違いについて

- 本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。**

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みをされる場合について（詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みをされる場合、**不利益となる場合があります。**
- 解約・減額されるご契約の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

税務のお取り扱いについて （「ご契約のしおり・約款」もご確認ください）

<お払込みいただく保険料について>

- お払込みになった保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。1月1日から12月31日までにお払込みいただいた保険料のうち、一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。

※一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

<保険金・給付金にかかる税金について>

- 死亡給付金・災害死亡保険金・死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- リビング・ニース特約（10）による保険金は受取人が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

<解約返戻金にかかる税金について>

- 解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等の差額が所得税（一時所得）の対象となります。

一時所得について

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額

= { [収入 - 必要経費（払込保険料等）] - 特別控除（50万円） } × 1/2

<税務上の換算レートについて>

- この保険の税務上のお取り扱いについては、米ドルを円に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取り扱いとなります。一般的に下記の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	保険料受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡給付金*3 （災害）死亡保険金*3	被保険者の死亡日	<相続税の対象となる場合> TTB（対顧客電信買相場）
		<所得税の対象となる場合> TTM（対顧客電信仲値）
解約返戻金*3	解約日（減額日）	TTM（対顧客電信仲値）

*1 PGF生命の行う税務計算上はPGF生命が指標として指定する銀行のTTM（対顧客電信仲値）およびPGF生命所定のTTB（対顧客電信買相場）に準じる為替レートを用います。

*2 円換算払込特約により円で保険料をお払込みになっている場合は、円でお払込みいただいた金額となります。

*3 円換算支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円でお受け取りいただいた金額となります。



米ドルでお支払いする保険金額等に所得税額または源泉所得税額等が発生する場合、保険金額等および一時払保険料に所定の為替レートを適用して円に換算し税額を計算します。そのため、**「お支払いする保険金額等の円換算日の所定の為替レート」が「一時払保険料の円換算日の所定の為替レート」に比べ、一定水準以上円安に進むと、米ドルを基準とした場合、これらの税負担により、税引後のお支払額（米ドル）が一時払保険料（米ドル）を下回る場合があります。**

2015年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

10 保険金・給付金等のご請求について

■保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にご連絡ください。

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はおご連絡ください。

■被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情*がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

*ご請求できない所定の事情の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

11 お問い合わせ窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター 通話料
無 料 **0120-56-2269**

※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

<受付時間>平日8:30～20:00／土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>)**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp>)に掲載をしておりますのでご覧くださいか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

12 その他ご確認ください事項について

■保険料を借入金で調達してのお申し込みおよび借入を前提としたお申し込みはできません。

■保険金等のお支払いをご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。

■被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

個人情報のお取扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。



本申込みにいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明 示 事 項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務



必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供します

同 意 事 項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。



保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同 意 事 項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報を含め本申込みにいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。



個人情報を再保険会社に提供することがあります

同 意 事 項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。



個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同 意 事 項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。



ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同 意 事 項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報を含め本申込みにいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。



保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明 示 事 項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」))とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。



お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明 示 事 項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

Memo